

定期健康診断

料金計算式

施設受診 = 健診単価 × 受診人数

巡回健診 = 健診単価 × 受診人数 + 出張料ほか（※ 必要により）

※（受診人数と健診時間や車両の種類により必要となる場合がございます。

詳しくはお問い合わせ下さい。）

※ 出張料ほか

出張料／概算（税込）		医師出動料／概算（税込）		生理機能検診車手配料／概算（税込）	
2時間	33,000円	2時間	44,000円	1出動	33,000円
半日	44,000円	半日	55,000円	リフト付胸部X線車手配料／概算（税込）	
一日	88,000円	一日	110,000円	1出動	33,000円

雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

（雇入時の健康診断）労働者を雇入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。

健康診断項目の省略はできません。

（定期健康診断）1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

雇入時の健康診断、定期健康診断・・・9,900円（税込）

- ①既往歴および業務歴の調査 ②自覚症状の有無 ③身長、体重 ④腹囲 ⑤視力
 ⑥聴力検査（1000Hz、4000Hz） ⑦尿検査（蛋白、潜血、糖） ⑧血圧測定
 ⑨胸部X線検査 ⑩医師診察 ⑪安静時心電図検査 ⑫貧血検査（RBC、Hb、Ht）
 ⑬脂質検査（LDL-c、TG、HDL-c） ⑭肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）
 ⑮血糖検査（HbA1c、空腹時血糖） ○総合判定

※喫煙歴および服薬歴については、問診などで聴取します。

※⑪心電図検査は、安静時標準12誘導心電図を記録します。

※⑥聴力検査は、雇入時の健康診断を1000Hzおよび4000Hz共に30dBで純音を用いて、

定期健康診断を1000Hzは30dBまた4000Hzは40dBで純音を用いて、オージオメーターで検査します。

※腹囲を着衣のまま測定すること、あるいは労働者が健診会場で自己測定することが認められています。着衣の上から測定を行った場合は、実測値から1.5cm引いた値を腹囲の検査値とすることができます。（特定業務健康診断、海外派遣労働者の健康診断についても同様です）

※医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目（雇入時の健康診断は省略できません）

産業医又は、健診担当医師が、個々の受診者について、健康診断を実施する時点の健康状態、日常生活状況、作業模様、過去の健診結果等を総合して、省略しても問題ないと判断した場合のみ省略することができます。

身長：20歳以上の場合

喀痰検査：胸部エックス線検査で所見のない場合

⑨胸部X線検査⑪心電図検査⑫貧血検査⑬脂質検査⑭肝機能検査⑮血糖検査④腹囲：40歳未満（35歳を除く）の場合

※AST=(GOT)、ALT=(GPT)、 γ -GT=(γ -GTP) / () は別名称を示しています。（以降全ての健診も同じです）

※令和2年12月23日付基発1223第7号の通達により、随時血糖の場合は食事開始後3.5時間以上経過後の採血が必要です。

（特定業務従事者、海外派遣労働者の各健診も同様です）

海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）

労働者を6ヶ月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ次の項目の健康診断を行わなければなりません。また、6ヶ月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときも、健康診断を行わなければなりません。

海外派遣労働者健康診断（6ヶ月以上の勤務者）・・・9,900円（税込）

- ①既往歴および業務歴の調査 ②自覚症状の有無 ③身長、体重 ④腹囲 ⑤視力
- ⑥聴力検査（1000Hz、4000Hz） ⑦尿検査（蛋白、潜血、糖） ⑧血圧測定
- ⑨胸部X線検査 ⑩医師診察 ⑪安静時心電図検査 ⑫貧血検査（RBC、Hb、Ht）
- ⑬脂質検査（LDL-ch、TG、HDL-ch） ⑭肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）
- ⑮血糖検査（HbA1c、空腹時血糖） ○総合判定

《医師が必要と認めた場合に行う項目》

- 胃部X線検査・・・6,600円 ●腹部超音波検査・・・6,050円
- 血液検査（血中の尿酸、HBs抗体検査）・・・880円
- 血液型（ABO、Rh）－海外派遣前・・・880円 ●便塗抹検査（虫卵）－帰国後・・・330円

特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第45条）

次頁に示した深夜業などの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置換えの際および6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされています。

特定業務従事者の健康診断・・・8,250円（税込）

- ①既往歴および業務歴の調査 ②自覚症状の有無 ③身長、体重 ④腹囲 ⑤視力
- ⑥聴力検査（1000Hz、4000Hz） ⑦尿検査（蛋白、潜血、糖） ⑧血圧測定
- ⑨医師診察 ⑩安静時心電図検査 ⑪貧血検査（RBC、Hb、Ht）
- ⑫脂質検査（LDL-ch、TG、HDL-ch） ⑬肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）
- ⑭血糖検査（HbA1c、空腹時血糖） ○総合判定

特定業務一覧（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく者熱な場所における業務
- ② 多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務
- ③ ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務
- ④ 土石、猛獣等の塵埃または粉末を著しく飛散する場所における業務
- ⑤ 異常気圧下における業務
- ⑥ 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ⑦ 重量物の取り扱い等重激な業務
- ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- ⑨ 坑内における業務
- ⑩ 深夜業を含む業務
- ⑪ 水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに順する有害物を取り扱う業務
- ⑫ 鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硫酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準する有害物のガス、蒸気または粉塵を飛散する場合における業務
- ⑬ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- ⑭ その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

※ 特定化学物質のエチレンオキシドまたはホルムアルデヒドを製造し、または取り扱う労働者には、特定業務従事者の健康診断を行わなければなりません。